

「実務修習業務規程」等の一部改正について

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
実務修習運営委員会

1. 改正の経緯

当委員会では、毎年安定的な人数の不動産鑑定士を輩出する観点や令和2年不動産鑑定士試験の論文式試験の実施日程等が延期となった状況を踏まえて、第15回実務修習について、本年試験合格者が空白期間をなくして実務修習を受講できるよう、当初開始予定の令和2年12月1日から、全体のスケジュールを3ヶ月遅らせて、令和3年3月1日から開始することとしました。

このため、第15回実務修習における「実務に関する講義」「基本演習」「実地演習」「修了考査」の各課程の実施時期に変更が生じます。また、第15回実務修習の変更に伴い、現在実施している実務修習及び第16回実務修習における一部課程の実施時期に変更が生じます。

以上の変更を行うため、今般、実務修習業務規程、同施行細則及び各課程の実施要領の一部改正を行いました。

なお、本件一部改正は、本則の規定の字句を、附則の新設規定に基づき読み替えて適用するものです。

2. 主な改正のポイント

(1) 第15回実務修習

- 第15回実務修習を新たに受講する者に適用されます。
- 実務修習実施計画の公表は、令和2年12月上中旬頃を予定しています。
- 受講申請期間は、**【令和2年12月21日～令和3年2月10日】**です。

※ 令和2年不動産鑑定士試験・論文式試験の合格発表日（令和3年1月29日（予定））から、受講申請期限までの期間が例年より短くなっていますので、ご注意ください。

① 通常の履修期間 【別添資料1参照】

【凡例】規程…実務修習業務規程 細則…実務修習業務規程施行細則

	変更後の実施時期等
実務修習期間（規程23条2項）	
1年コース	令和3年3月1日～令和4年2月28日（1年）
2年コース	令和3年3月1日～令和4年11月30日（1年9ヶ月）
実務に関する講義（細則14条3号）	
1年コース	令和3年3月1日～6月30日（4ヶ月）
2年コース	令和3年3月1日～令和4年1月31日（11ヶ月）

		変更後の実施時期等
基本演習（細則 2 条 2 号、15 条 2 号）		
1 年コース	第一段階	令和 3 年 7 月
	第二段階	令和 3 年 8 月
	第三段階	令和 3 年 10 月
	第四段階	令和 3 年 12 月
2 年コース	第一段階	令和 4 年 5 月
	第二段階	令和 4 年 6 月
	第三段階	令和 4 年 8 月
	第四段階	令和 4 年 9 月
実地演習（細則 16 条 19 号、細則別表第 2、附則別表第 1 のロ）		
※ 物件調査～3 回目は各コース共通の期間／4 回目～6 回目は 2 年コースのみが行う演習期間です。		
物件調査実地演習		令和 3 年 3 月 1 日～4 月 15 日（1.5 ヶ月間）
一般実地 演習	1 回目	令和 3 年 3 月 1 日～6 月 30 日（4 ヶ月間）
	2 回目	令和 3 年 7 月 1 日～10 月 31 日（4 ヶ月間）
	3 回目	令和 3 年 11 月 1 日～令和 4 年 1 月 31 日（3 ヶ月間）
	4 回目	令和 4 年 2 月 1 日～5 月 31 日（4 ヶ月間）
	5 回目	令和 4 年 6 月 1 日～7 月 31 日（2 ヶ月間）
	6 回目	令和 4 年 8 月 1 日～10 月 31 日（3 ヶ月間）
修了考査（規程 39 条 1 項 2 項、細則 2 条 4 号 5 号）		
※ 再考査は、当初の修了考査の不合格者のうち一定水準に達した者が受験します。		
※ 1 年コースは原則として第 15 回修了考査を受験、2 年コースは原則として第 16 回修了考査を受験します。		
第 15 回修了考査 （当初の修了考査）		令和 4 年 4 月～6 月 ※ 合格発表：令和 4 年 5 月下旬頃を想定
第 15 回修了考査 （再考査）		令和 4 年 7 月～8 月 ※ 合格発表：令和 4 年 8 月下旬頃を想定
延長期間（細則 18 条 2 号）		
※ 延長は、修習生が当初選択した実務修習期間内にすべての課程を修得できなかった場合に、実務修習期間を延長して当該修得できなかった課程（単元）を再度履修する制度です。		
1 年コース		「9 ヶ月」又は「1 年 9 ヶ月」のいずれかの延長期間を選択

② 第 15 回 1 年コースの修習生で、実務修習期間を延長した場合

- 後掲(2)③「第 14 回 2 年コースの修習生で、実務修習期間を延長した場合」と同じスケジュールとなります。

(2) 現在実施している実務修習

- 現在実務修習を受講している者で、令和 2 年 12 月以降も継続して実務修習を受講する者（第 14 回 2 年コース、実務修習期間延長者及び修了考査再受験者（後掲(4)①参照））について、上記第 15 回実務修習の実施時期の変更にあわせるため、実務修習期間の変更（3 ヶ月間の短縮又は伸長）並びに基本演習、実地演習及び修了考査の実施時期の変更を行います。

① 第 14 回 2 年コース 【別添資料 2 参照】

		変更前	変更後
実務修習期間（規程 23 条 2 項 2 号）			
		令和元年 12 月 1 日 ～令和 3 年 11 月 30 日（2 年）	令和元年 12 月 1 日 ～令和 4 年 2 月 28 日（2 年 3 ヶ月）
基本演習（細則 2 条 2 号）			
第一段階		令和 3 年 4 月	令和 3 年 7 月
第二段階		令和 3 年 5 月	令和 3 年 8 月
第三段階		令和 3 年 8 月	令和 3 年 10 月
第四段階		令和 3 年 9 月	令和 3 年 12 月
実地演習（細則 16 条 19 号、17 条各号、細則別表第 2、附則別表第 1 のイ）			
物件調査実地演習		令和元年 12 月 1 日～12 月 31 日	履修済み
一般 実地 演習	1 回目	令和元年 12 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日（4 ヶ月間）	履修済み
	2 回目	令和 2 年 4 月 1 日 ～7 月 31 日（4 ヶ月間）	履修済み
	3 回目	令和 2 年 8 月 1 日 ～10 月 31 日（3 ヶ月間）	令和 2 年 8 月 1 日 ～11 月 14 日（3.5 ヶ月間）*
	4 回目	令和 2 年 11 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日（5 ヶ月間）	令和 2 年 11 月 1 日 ～令和 3 年 6 月 30 日（8 ヶ月間）
	5 回目	令和 3 年 4 月 1 日 ～7 月 31 日（4 ヶ月間）	令和 3 年 7 月 1 日 ～10 月 31 日（4 ヶ月間）
	6 回目	令和 3 年 8 月 1 日 ～10 月 31 日（3 ヶ月間）	令和 3 年 11 月 1 日 ～令和 4 年 1 月 31 日（3 ヶ月間）
修了考査（規程 39 条 1 項 2 項、細則 2 条 4 号 5 号）			
※ 再考査は、当初の修了考査の不合格者のうち一定水準に達した者が受験します。			
第 15 回修了考査 （当初の修了考査）		令和 3 年 12 月～令和 4 年 2 月	令和 4 年 4 月～6 月 ※ 合格発表：令和 4 年 5 月下旬頃を想定
第 15 回修了考査 （再考査）		令和 3 年 4 月～5 月	令和 4 年 7 月～8 月 ※ 合格発表：令和 4 年 8 月下旬頃を想定

* 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発令に伴う実地演習の実施方法の特例措置により、一般実地演習 3 回目報告の提出期限を 2 週間伸長した。

② 第13回2年コース又は第14回1年コースの修習生で、実務修習期間を延長した場合
【別添資料3参照】

- 延長は、修習生が当初選択した実務修習期間内にすべての課程を修得できなかった場合に、実務修習期間を延長して当該修得できなかった課程（単元）を再度履修する制度です（基本演習は4段階を1単元、実地演習は1細分化類型を1単元とします）。
- 実務修習期間を「1年延長」した場合（変更後の延長期間は1年3ヶ月）における実施時期等は次表のとおりです。「2年延長」した場合は、別途本会ホームページに掲載する「再履修・延長案内」の更新版を参照してください。

	平成30年		令和元年(2019年)				令和2年(2020年)				令和3年(2021年)												令和4年	
	12月	1月	...	11月	12月	1月	...	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
期 間	第13回 2年コース(当初期間)									第13回 2年コース の延長期間 (1年3ヶ月間 : 令和2年12月1日 ~ 令和4年2月28日)														
	第14回 1年コース (当初期間)									第14回 1年コース の延長期間 (1年3ヶ月間 : 令和2年12月1日 ~ 令和4年2月28日)														

		変更前	変更後
延長後の期間（細則18条2号）			
1年延長の場合		令和2年12月1日 ～令和3年11月30日（1年）	令和2年12月1日 ～令和4年2月28日（1年3ヶ月）
基本演習（細則2条2号）			
※ 第13回2年コース及び第14回1年コースの延長者は、第15回1年コースと同時期に受講します。			
第一段階		令和3年4月	令和3年7月
第二段階		令和3年5月	令和3年8月
第三段階		令和3年8月	令和3年10月
第四段階		令和3年9月	令和3年12月
実地演習（細則16条19号、18条6号、細則別表第2、附則別表第1のハ）			
一般 実地 演習	1回目	令和2年12月1日 ～令和3年3月31日（4ヶ月間）	令和2年12月1日 ～令和3年6月30日（7ヶ月間）
	2回目	令和3年4月1日 ～7月31日（4ヶ月間）	令和3年7月1日 ～10月31日（4ヶ月間）
	3回目	令和3年8月1日 ～10月31日（3ヶ月間）	令和3年11月1日 ～令和4年1月31日（3ヶ月間）
修了考査（規程39条1項2項、細則2条4号5号）			
※ 再考査は、当初の修了考査の不合格者のうち一定水準に達した者が受験します。			
第15回修了考査 (当初の修了考査)		令和3年12月～令和4年2月	令和4年4月～6月 ※ 合格発表：令和4年5月下旬頃を想定
第15回修了考査 (再考査)		令和3年4月～5月	令和4年7月～8月 ※ 合格発表：令和4年8月下旬頃を想定

③ 第14回2年コースの修習生で、実務修習期間を延長した場合 【別添資料2参照】

- 延長は、修習生が当初選択した実務修習期間内にすべての課程を修得できなかった場合に、実務修習期間を延長して当該修得できなかった課程（単元）を再度履修する制度です（基本演習は4段階を1単元、実地演習は1細分化類型を1単元とします）。
- 実務修習期間を「1年延長」した場合（変更後の延長期間は9ヶ月）における実施時期等は次表のとおりです。「2年延長」した場合（変更後の延長期間は1年9ヶ月）は、別途本会ホームページに掲載する「再履修・延長案内」の更新版を参照してください。

	R1年		令和2年(2020年)					令和3年(2021年)												令和4年(2022年)											
	12月	1月	...	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
期 間	第14回 2年コース (2年3ヶ月間 : 令和元年12月1日 ~ 令和4年2月28日)																		第14回 2年コース の延長期間 (9ヶ月間 : 令和4年3月1日~令和4年11月30日)												

		変更前	変更後
延長後の期間（細則18条第2号）			
1年延長の場合		令和3年12月1日 ～令和4年11月30日（1年）	令和4年3月1日 ～令和4年11月30日（9ヶ月）
基本演習（細則2条2号）			
※ 第14回2年コースの延長者は、第16回1年コースと同時期に受講します。			
第一段階		令和4年4月	令和4年5月
第二段階		令和4年5月	令和4年6月
第三段階		令和4年8月	令和4年8月（変更なし）
第四段階		令和4年9月	令和4年9月（変更なし）
実地演習（細則16条19号、18条6号、細則別表第2、附則別表第1の二）			
※ 延長期間における3回目は、1回目・2回目で非認定となった細分化類型に係る再履修期間です。			
一般 実地 演習	1回目	令和3年12月1日 ～令和4年3月31日（4ヶ月間）	令和4年3月1日 ～5月31日（3ヶ月間）
	2回目	令和4年4月1日 ～7月31日（4ヶ月間）	令和4年6月1日 ～7月31日（2ヶ月間）
	3回目	令和4年8月1日 ～10月31日（3ヶ月間）	令和4年8月1日 ～10月31日（3ヶ月間・変更なし）
修了考査（規程39条1項2項、細則2条4号5号）			
※ 再考査は、当初の修了考査の不合格者のうち一定水準に達した者が受験します。			
第16回修了考査 (当初の修了考査)		令和4年12月～令和5年2月	変更なし
第16回修了考査 (再考査)		令和5年4月～5月	変更なし

(3) 第 16 回実務修習

- 令和 3 年 12 月 1 日に開始予定の第 16 回実務修習の実施時期は、現時点では原則として変更はありません（基本演習の実施時期※を除きます）。

※ 第 16 回 1 年コースが受講する基本演習は、第 15 回 2 年コースの実施時期と合わせる（上記(1)の表「基本演習」2 年コース参照）。

(4) 修了考查において不合格となった場合におけるスケジュール（参考）

- ※ 修了考查の実施時期により、下表の実施時期に変更が生じる可能性があります。下表の実施時期は参考としてご覧ください。

① 第 14 回修了考查において不合格となった場合

		変更前	変更後（参考）
当初の修了考查に係る口述の考查又は記述の考查のいずれかが基準点に達しなかった場合における、第二号再考查受験のための一般実地演習 7 件の再履修			
一般 実地 演習	1 回目	令和 3 年 4 月 1 日 ～7 月 31 日（4 ヶ月間）	令和 3 年 4 月 1 日 ～10 月 31 日（7 ヶ月間）
	2 回目	令和 3 年 8 月 1 日 ～10 月 31 日（3 ヶ月間）	令和 3 年 11 月 1 日 ～令和 4 年 1 月 31 日（3 ヶ月間）
再考查において不合格となった場合における、第三号再考查受験のための一般実地演習 6 件の再履修			
一般 実地 演習	1 回目	令和 3 年 7 月 1 日 ～7 月 31 日（1 ヶ月間）	令和 3 年 7 月 1 日 ～10 月 31 日（4 ヶ月間）
	2 回目	令和 3 年 8 月 1 日 ～10 月 31 日（3 ヶ月間）	令和 3 年 11 月 1 日 ～令和 4 年 1 月 31 日（3 ヶ月間）
修了考查（規程 39 条 1 項 2 項、細則 2 条 4 号 5 号）			
第 15 回修了考查 （当初の修了考查）		令和 3 年 12 月～令和 4 年 2 月	令和 4 年 4 月～6 月 ※ 合格発表：令和 4 年 5 月下旬頃を想定
第 15 回修了考查 （再考查）		令和 3 年 4 月～5 月	令和 4 年 7 月～8 月 ※ 合格発表：令和 4 年 8 月下旬頃を想定

② 第 15 回修了審査において不合格となった場合

変更後（参考）		
当初の修了審査に係る口述の審査又は記述の審査のいずれかが基準点に達しなかった場合における、 第二号再審査受験のための一般実地演習 7 件の再履修		
一般実 地演習	1 回目	令和 4 年 6 月 1 日～7 月 31 日（2 ヶ月間）
	2 回目	令和 4 年 8 月 1 日～10 月 31 日（3 ヶ月間）
再審査において不合格となった場合における、第三号再審査受験のための一般実地演習 6 件の再履修		
一般実 地演習	1 回目	令和 4 年 9 月 1 日～9 月 30 日（1 ヶ月間）
	2 回目	令和 4 年 10 月 1 日～11 月 30 日（2 ヶ月間）
修了審査（規程 39 条 1 項 2 項、細則 2 条 4 号 5 号）		
第 16 回修了審査 （当初の修了審査）	令和 4 年 12 月～令和 5 年 2 月 ※ 合格発表：令和 4 年 3 月上旬頃を想定	
第 16 回修了審査 （再審査）	令和 5 年 4 月～5 月 ※ 合格発表：令和 5 年 6 月下旬頃を想定	

以 上

＜お問い合わせ先＞

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 9 階
電話 03 - 3434 - 2301 / FAX 03 - 3436 - 6450
e-mail : kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp